

○内閣府令第一号
文部科学省

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

文部科学大臣 柴山 昌彦

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成三十年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの様式中「~~ロヤハニニニニニニニニニニ~~」を「~~ロヤハニニニニニニニニニニ~~」に改める。

附 則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。